令和6年次　第１種共同漁業権（貝類）（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業日数	漁法	漁獲合計（kg）
共第1号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第2号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第3号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第2号	堅田支所	○	8		貝曳き網	15,258
共第3号	堅田支所	○	2号に合算		貝曳き網	2号に合算
共第2号	中主支所	×			貝曳き網	0
共第3号	中主支所	○	1	3	貝曳き網	110
共第2号	近江八幡支所	○	11	66	貝曳き網	700
共第3号	近江八幡支所	○	11	66	貝曳き網	800
共第3号	湖南支所	○	2	6	貝掻き網	12
共第3号	勢多川漁協	○	6	0	貝掻き網	0

1　漁業権の免許以降、法第90条第１項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）	2（1）漁業関係法令を遵守している	2（2）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	2（4）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	2（5）資源管理を適切に実施している	2（7）漁具や養殖施設を放置するなどして他生産者の漁業活動を妨げていない	2（8）通常の漁業活動では想定されない爆発危険その他物を及ぼすと認められるものを使用していない	3（1）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注2・3・4）	3（3）漁場の全てを利用している（注4）	3（4）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	**4　評価**	評価理由または備考
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	×	×	×	**ー**	漁業権の持ち分を処分予定

令和6年次　第2種共同漁業権（やな）（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業期間	操業日数	漁獲合計（kg）
共第201号	上多良漁協	○	7	5月～8月20日	75	2,695
共第202号	南浜支所	○	4	3月～9月	56	35,102
共第203号	南浜支所	○	1	3月～8月20日	23	2,167
共第204号	西浅井漁協	×				0
共第205号	百瀬漁協	○	10	5月1日～8月3日	95	6,845
共第206号	浜分支所	○	10	4月7日～8月18日	79	6,650
共第207号	北船木漁協	○	20	3月15日～8月20日	130	42,298
共第208号	北船木漁協	○	207号合算	3月21日～8月20日	207号合算	

1　漁業権の免許以降、法第90条第１項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）	2（1）漁業関係法令を遵守している	2（2）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	2（4）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	2（5）資源管理を適切に実施している	2（7）漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	2（8）通常の漁業活動では想定されない爆発危険を及ぼすと認められるものを使用していない	3（1）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注2･3･4）	3（3）漁場の全てを利用している（注4）	3（4）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	**4　評価**	評価理由または備考
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	公共工事によるやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	

令和6年次　第2種共同漁業権（えり・落網）（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業期間	操業日数	漁獲合計（kg）	1 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）	2（1）漁業関係法令を遵守している	2（2）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	2（4）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	2（5）資源管理を適切に実施している	2（7）漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	2（8）通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	3（1）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注2・3・4）	3（3）漁場の全てを利用している（注4）	3（4）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	4　評価	評価理由または備考
共第101号	志賀町漁協	○	3	1月10日～8月3日	125	489.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第102号	志賀町漁協	○	3	1月10日～8月3日	125	489.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第103号	志賀町漁協	○	2	1月10日～7月23日	119	2,032.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第104号	志賀町漁協	○	1	1月12日～7月9日	101	667.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第105号	志賀町漁協	○	1	1月13日～7月18日	98	122.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第106号	志賀町漁協	○	2	1月10日～7月19日	131	752.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第107号	志賀町漁協	○	1	1月13日～7月18日	98	122.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第108号	志賀町漁協	○	3	1月17日～7月16日	118	479.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第109号	志賀町漁協	○	3	1月17日～7月16日	118	479.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第110号	志賀町漁協	○	2	1月17日～7月22日	109	1,026.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第111号	志賀町漁協	○	2	1月10日～7月19日	131	752.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第112号	志賀町漁協	○	2	1月10日～7月19日	131	752.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第113号	堅田支所	○	1	1月12日～12月30日	190	3,355.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第114号	堅田支所	○	2	1月10日～12月30日	137	13,148.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第115号	堅田支所	○	1	1月10日～12月30日	71	2,413.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第116号	大津支所	×	1	12月1日～12月31日	0		○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	自主休漁（R6～）
共第117号	山田支所	○	1	1月15日～12月20日	70	875.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5切り替え時に指導済
共第118号	志那支所	○	1	3月24日～8月20日	142	1,194.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第119号	志那支所	○	1	4月1日～8月20日	133	2,508.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第120号	玉津小津支所	○	1	6月1日～8月15日		62.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第121号	守山漁協	×	3	－	－	0.0	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	水位低下のため網入れできず
共第122号	守山漁協	○	3	1月1日～12月31日	150	2,433.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第123号	中主支所	○	1	4月2日～12月25日	27	1,299.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第124号	中主支所	○	1	1月10日～12月31日	70	2,980.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第125号	中主支所	○	1	1月10日～12月31日	93	5,373.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業期間	操業日数	漁獲合計（kg）	1 漁業権の免許以降、法第90条第１項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）	2（1）漁業関係法令を遵守している	2（2）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	2（4）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	2（5）資源管理を適切に実施している	2（7）漁具設置や養殖施設を放置するなどして他生物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	2（8）通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	3（1）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注2・3・4）	3（3）漁場の全てを利用している（注4）	3（4）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	**4 評価**	評価理由または備考
共第126号	中主支所	○	1	12月1日～12月18日	6	101.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第127号	中主支所	○	1	4月2日～12月31日	15	281.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第129号	沖島漁協	○	3	12月1日～12月31日	12	427.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第130号	沖島漁協	○	3	12月1日～12月19日	9	556.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第131号	沖島漁協	○	3	12月1日～12月19日	9	1,018.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第132号	沖島漁協	○	3	12月1日～12月19日	9	1,239.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第133号	能登川漁協	○	3	1月10日～12月26日	13	742.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第134号	能登川漁協	○	3	1月10日～12月26日	4	191.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第135号	長浜支所	○	2	12月1日～12月31日	4	10.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第136号	長浜支所	×	調整中	－	－	0.0	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**×**	R5切り替え時に指導済、行使者調整中
共第137号	南浜支所	×	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	**×**	行使契約・操業なし
共第138号	南浜支所	×	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	**×**	R5切り替え時に指導済、行使者調整中
共第139号	南浜支所	○	1	6～7月、12月		44.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第142号	朝日漁協	×	－	－	－	0.0	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	**×**	行使契約・操業なし
共第144号	朝日漁協	×	－	－	－	0.0	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	**×**	R5切り替え時に指導済、行使契約・操業なし
共第145号	朝日漁協	×	－	－	－	0.0	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	**×**	行使契約・操業なし
共第146号	西浅井漁協	○	1	1月10日～12月30日	49	1,659.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第147号	西浅井漁協	○	1	3月13日～12月30日	57	3,850.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第148号	海津支所	○	4	1月8日～12月30日	59	1,180.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第149号	海津支所	○	4	1月8日～12月30日	59	1,180.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第150号	百瀬漁協	○	2	1月10日～12月25日	235	2,494.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第151号	百瀬漁協	○	2	1月14日～12月30日	85	274.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第152号	湖西漁協	○	5	1月1日～12月31日	8	80.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第153号	三和支所	○	3	1月10日～12月30日	261	6,072.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
共第154号	三和支所	×	1	準備中	－	0.0	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	**×**	準備中

令和6年次　海区第5種共同漁業権（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	漁獲合計（kg）
共第501号	志那支所	○	1	28	13.0
共第502号	近江八幡支所	×	0	0	0.0
共第503号	天野川漁協	○	4	90	36.0

1　漁業権の免許以降、法第90条第１項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）	２（１）漁業関係法令を遵守している	２（２）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	２（４）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	２（５）資源管理を適切に実施している	２（７）漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	２（８）通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	３（１）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注2・3・4）	３（３）漁場の全てを利用している（注4）	３（４）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	**４　評価**	評価理由または備考
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	**×**	行使契約・操業なし
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	

令和6年次　第1種区画漁業権（小割養殖業）（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	生産合計（kg）	備考
区第1301号	沖島漁協	×	2		生け簀8張
区第1302号	沖島漁協	×	5		生け簀21張
区第1303号	西浅井漁協	○	1	480	生け簀7張
区第1304号	西浅井漁協	○	1	720	生け簀6張

1　漁業権の免許以降、法第90条第１項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）	2（1）漁業関係法令を遵守している	2（2）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	2（4）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	2（5）資源管理を適切に実施している	2（7）漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	2（8）通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	3（1）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注2･3･4）	3（3）漁場の全てを利用している（注4）	3（4）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	**4　評価**	評価理由または備考
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	KHV病によるコイ養殖のやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	KHV病によるコイ養殖のやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	

令和6年次　第1種区画漁業権（真珠養殖業）（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

免許番号	免許権者	行使状況	湖上作業者数	施術者数	湖上作業日数	漁場収容員数（無核）	漁場収容員数（有核）	自家生産母貝導入数	他者生産母貝導入数	無核生産量（匁）	有核生産量（匁）
区第1号	堅田支所	○	1	1	50	500	300	1000			
区第2号	池蝶真珠有限会社	○	1	1	100	3000	12000	2000			
区第3号	羽根末治	○	1	1	30	0	0		3500	0	0
区第4号	中山隆司	×	1	1	60	0	0	0	0	0	0
区第5号	中山隆司	×	1	1	60	0	0	0	0	0	0
区第6号	近江真珠株式会社	○	3	2	100	3,000	10,000	10,000	0	400	600
区第7号	有限会社山本真珠	○	1	1	30	800	800	0	0	0	0
区第8号	株式会社鳥塚	×									
区第9号	西野　優	○	1	0	12	0	100	0	0	0	13
区第10号	川端真珠有限会社	○	1	1	65	0	5648	850	0	0	278
区第11号	齋木産業株式会社	○	1	1	80	3500	5000	0	3000	240	160

1　漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）	2（1）漁業関係法令を遵守している	2（2）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	2（4）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	2（5）資源管理を適切に実施している	2（7）漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	2（8）通常の漁業活動では想定されない爆発危険その他物を及ぼすと認められるものを使用していない	3（1）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注2･3･4）	3（3）漁場の全てを利用している（注4）	3（4）漁場を持続的に利用できるよう、生産目量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	**4　評価**	評価理由または備考
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	病気療養中、母貝の管理のみ実施
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	病気療養中、母貝の管理のみ実施
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	水質悪化による成長不良
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	**○**	良好な母貝が入手できないためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	

令和6年次　第1種区画漁業権（真珠母貝養殖業）（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

免許番号	免許権者	行使状況	湖上作業者数	湖上作業日数
区第201号	池蝶真珠有限会社	○	1	100
区第202号	近江真珠株式会社	○	3	100
区第203号	川端真珠有限会社	○	1	65
区第204号	齋木産業株式会社	○	1	80

1　漁業権の免許以降、法第90条第１項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）	2（1）漁業関係法令を遵守している	2（2）法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	2（4）漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	2（5）資源管理を適切に実施している	2（7）漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	2（8）通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	3（1）操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注2･3･4）	3（3）漁場の全てを利用している（注4）	3（4）漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	**4　評価**	評価理由または備考
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	**○**	